

付録.IV：本邦における電子処方箋ならびに
医療DXに関する提言

本邦における電子処方箋ならびに医療DXに関する提言

1, 電子処方箋管理サービス

(ア)処方箋の在り方

身長・体重・腎機能・その他検査値
医薬品の処方理由
1薬品1レコード

(イ)マスタ関連

薬品マスタ
用法マスタ
単位・コメント

(ウ)メリットの比較

(エ)相互接続性の事前確認

コネクタソンの実施
第3者認証

(オ)チェック機能の充実

(カ)医療情報システム関連費用の補助

(キ)国民IDへの医療資格紐づけ

(ク)診療報酬での対応

2, 国民・医療者への普及推進

(ア)活用喚起

(イ)利用方法

(ウ)医療専門サイト

患者向けサイト
医療従事者向けサイト

3, データ活用基盤

(ア)法制度

(イ)処方の在り方(短期的)

(ウ)標準化の推進

4, 医療DXの推進

(ア)医療専用ID

(イ)データヘルス専門機関

(ウ)診療報酬の制度改定

(エ)処方の在り方

(オ)調剤方式の見直し(バラ錠の販売包装単位での払い出し)

(カ)医薬品とレーザビリティの確保(ロット・シリアル管理)

(キ)API連携・薬局のFHIR仕様

(ク)オンライン環境における薬剤師の役割

(ケ)患者同意の在り方

【処方時に必要な情報の観点】

- 医薬品名:成分のみ指定し剤型(錠剤か散剤か)は調剤時に確認
- 服用(使用)方法:回数のみを指定し調剤時に確認
- 用量:成分量で指定し調剤時に確認